

## 第5章

### 途上国の食品貿易と食品安全規制

飯野 文

#### 要約：

本稿では、食品安全の確保をはかりながら途上国が貿易上の発展を遂げるための課題を明らかにすることを中心的な問題意識として、関連する国際的規律（主に SPS 協定）の特性、途上国の食品貿易の動向、SPS 委員会における過去の「特定の貿易上の関心事項」を中心に検討し、食品の輸出局面で途上国が関わる課題の抽出を試みた。

その結果、SPS 措置については、S&D 条項を通じた途上国支援に比して、キャパシティ向上支援の重要性が高まるとの暫定的方向性、食品貿易における中所得国とそれ以外の国との二極化の実態、食品の輸出局面における途上国の課題として、輸入国の緊急措置と基準、科学的不確実性（GMO）、民間基準、輸入国の食品安全確保体制、潜在的課題として輸入国の FTA 締結に伴う基準の厳格化が考えられることが示唆された。また、これらの課題に対して WTO やコーデックス委員会が行っている途上国支援策の状況や、食品の輸入局面における途上国の課題等について次年度以降に更なる検討が必要であることを指摘している。

#### キーワード：

食品安全、WTO、途上国、コーデックス委員会、SPS 協定

#### はじめに

食品安全に対する社会的関心は近年ますます高まりつつある。特に貿易との関連では、1995年の世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）発足以降、EC－ホルモン牛肉事件（WTO [1998]）、狂牛病の発生に起因する牛肉の輸入制限措置、遺伝子組み換え食品に関わる EC－GMO 事件（WTO [2006b]）など、食品の安全性に関わる貿易紛争も発生してきており<sup>1</sup>、広く国際社会の関心を集めるところとなってきた<sup>2</sup>。

<sup>1</sup> 食品安全に関わる貿易紛争については、藤岡[2007]に詳しい。

<sup>2</sup> 例えば、OECD は、1999年に食品の安全性・品質から生じる国際貿易上の摩擦について検証

国内において食品の安全を確保する手段として、各国が衛生植物検疫措置 (Sanitary and Phytosanitary Measures: SPS 措置) をとる権利を有することは、WTO 協定一特に、衛生植物検疫措置の適用に関する協定 (Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures: SPS 協定) 上も認められている。しかし、先進国の SPS 措置の高度化により、資金力や技術力で劣る途上国の生産者がそれに十分に対応できず、先進国市場に輸出ができないのではないかと、ひいては、SPS 協定の発展が世界の所得分配の悪化につながるのではないかと懸念が示されるようになった (山下[2008: 381])。

これまでの先行研究においても、先進国における基準の導入が途上国の輸出に負の影響を与え得ることが指摘されている (Sheldon [2011: 395])。例えば、国際基準よりも厳格な EU のアフラトキシンに対する基準の導入により、アフリカ諸国の穀類等の EU 向け輸出が 670 百万ドル減となるとの評価がある (Otsuki et al. [2001: 511])。また、国連工業開発機関 (United Nations Industrial Development Organization: UNIDO) による最近の包括的な調査によれば、2002~08 年の間に、米国及び EU が行った一定の食品の輸入差止件数のうち、途上国の割合は米国で 6 割強、EU で 7~8 割を占め (UNIDO [2010: 19, 21])、米国においてはラベリング、企業/加工登録要求 (company/process registration requirements) の不遵守、EU においてはマイコトキシン含有基準の不遵守が主な差止理由としてあげられている (UNIDO [2010: 19, 36])<sup>3</sup>。

食品安全の確保をはかりながら、先進国及び途上国が共に貿易上の発展を遂げることは可能なのか。そのための課題は何か。本稿では、右を中心的な問題意識として、食品安全と貿易との関係について、特に途上国の視点から検討することとしたい。まず、途上国の貿易と食品安全に関わる国際的規律を概観しつつ、この問題にアプローチするための視点の設定を試みる。次に、途上国の食品貿易の現状を検討した上で、途上国が輸出局面で直面する課題の抽出を行う。本稿は 2 年間のプロジェクトの中間報告との位置づけであるので、これらの検討から得られる示唆をもって次年度につなげることにしたい。

なお、「食品安全」の意味するところについては、食品安全保障 (フード・セキュリティ)、食品安全 (フード・セーフティ)、食品防衛 (フード・ディフェンス) という 3 つの概念に分類し得るとの指摘がある (今村[2009: 193])<sup>4</sup>。このうち、本稿の「食品安

---

している (OECD [2002])。

<sup>3</sup> 同調査報告ではまた、輸入差止により影響を受けた輸入 (2004~2008) は、米国で年 71 百万ドル、EU で年 72.1 百万ドルに該当することが指摘されている (UNIDO [2010: 40])。途上国の割合と併せてみれば、途上国の米国、EU 向け輸入に一定の負の影響が生じていることが分かる。但し、同報告書は、金額で見ればこれらの損失はこれまで食品別や、地域別等に行われてきた先行研究が指摘してきたより低い ("lower") としつつ、ただし、個別の輸出企業や雇用への波及を考慮すれば個別輸出国にとっては大きな課題である旨指摘している (UNIDO [2010: 49-50])。

<sup>4</sup> フード・セキュリティとは、食料自給率の向上、食品の安定供給、食料安全保障など食品の安

全」は、食品安全（フード・セーフティ）を対象とするものとする。

## 第1節 「貿易自由化」、「食品安全の確保」、「途上国問題」の位相

### 1. WTOの理念と食品安全の確保

2000年以降、自由貿易協定（free trade agreement: FTA）の数は激増しているものの、多国間貿易はWTO協定によって規律されている。このうち、食品安全は、主にSPS協定の規律下にある<sup>5</sup>。WTOでは、SPS委員会において、加盟国のSPS措置について、通報を通じた透明性確保がはかれると同時に、「特定の貿易上の関心事項（specific trade concern: STC）」の議論を通じて、加盟国間での調整等が実施されている。また、SPS協定には、「WTO協定中に存在する途上国への特別な配慮に関する規定（経済産業省[2011: 775]）」であるいわゆる特別かつ異なる待遇（Special and Differential Treatment: S&D）条項や技術援助条項があり、途上国への支援のあり方も模索されている。そこで、貿易の自由化と食品安全の確保という異なる価値の調整局面で、途上国に焦点を当てるのであれば、WTOの同分野の活動、規律の現状を考慮することが必要であるように思われる。では、WTOにおいて、貿易の自由化、食品安全の確保、途上国問題はそれぞれどのように位置づけられるのか。

WTOは本来的に市場原理に基づく自由貿易を目指すものとされる（松下[2001: 32]）。その理念的前提とは、自由主義に基づく貿易自由化を通じてすべての国々の厚生が向上するという考え方であるともいわれる（柳[2000: 125-128]）。こうした貿易自由化が貿易的関心事項であるとするれば、食品安全の確保や途上国の開発問題とは、非貿易的関心事項として、貿易的関心事項との調整をいかにするかという問題として位置付けられる。この点、WTOにおいて両者の調整は、GATT第20条が規定する一般的例外の解釈及び適用を通じて行われてきた。なかでも、食品安全に関わるSPS措置については、GATT第20条（b）項が規定する「人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置」の「適用のための規則を定めることを（加盟国が）希望して」（括弧内筆者、SPS協定前文）、SPS協定が規律対象としている。

SPS協定は、ウルグアイ・ラウンド（以下、UR）で農業協定が締結され、農産物貿易の関税化とその引き下げが目途された際に、非関税障壁に対応するために合意された

---

定供給、フード・セーフティとは、食中毒、食品添加物、残留農薬、GMOへの対応など食品の安全性確保、フード・ディフェンスとは、意図的な食品への毒物・異物混入等（食品テロ）への対応等を指すとされる。

<sup>5</sup> 但し、食品ラベルなど貿易の技術的障害に関する協定（Agreement on Technical Barriers to Trade: TBT協定）が規律する部分もある。

という制定経緯を持つ（山下[2008: 43]）。すなわち、加盟国は、関税化及び関税譲許の成果が検疫措置などの非関税障壁の偽装された貿易制限または差別的な形での適用により阻害されないよう確保しようとしたのである。この意味で SPS 協定は、貿易自由化を志向しているといえる。他方、同協定は、加盟国に SPS 措置をとる権利を認めるなど、食品安全の確保を含め非貿易的関心事項に配慮した規定も有している。この結果、SPS 協定は、貿易自由化と加盟国の食品安全のための規制権限確保という両方の性質を有していると考えられるのである<sup>6</sup>。

また、SPS 協定に顕著な特性として、サイエンスベースであることが挙げられる<sup>7</sup>。同協定は、加盟国のとる SPS 措置は十分な科学的根拠に基づいてとること（2 条 2 項）、SPS 措置を状況に応じた適切な危険性評価に基づいてとること（5 条 1 項）、国際基準等がある場合にはこれに準拠すべきこと（3 条 1 項）等を定める。国際基準は、国際連合食糧農業機関（Food and Agriculture Organization: FAO）と世界保健機関（World Health Organization: WHO）の合同食品規格委員会（コーデックス委員会）、国際獣疫事務局（International Epizootic Office: OIE）、国際植物防疫条約事務局（the International Plant Protection Convention: IPPC）が作成するとされ（附属書 A）、これらの機関は科学に基づいて国際基準を策定している<sup>8</sup>。但し、加盟国は科学的に証明できれば、国際基準よりも高い水準の保護をもたらす基準も設定できる（3 条 3 項）。

このような SPS 協定の特性は、ある種のインプリケーションを途上国にもたらすように思われる。第一に、「科学」が歯止めとなり、貿易上の摩擦の極端な政治化が回避され得るという点である。とはいえ、一旦、紛争が紛争処理手続に委ねられると、SPS 措置が人等の生命・健康に関わるものであることに加え、消費者の嗜好が規制に反映し得ることから、解決まで長期化する面もあり、ホルモン紛争はその典型的な例であるといえる（Josling et al. [2005: 161]）。加えて、紛争処理の文脈で、非科学的な要素が考慮され得る余地もある（内記[2008: 157-179]）。それでもなお、途上国にとっては、経済的な影響力を背景とした圧力に対して「科学」を根拠として対抗し得る途があるといえよう。一方で、この点は途上国にとって不利に働くこともある。すなわち、第二に、科学が未発達である場合、SPS 措置を導入する際や、先進国等からの要求に際して必要な科学的根拠を示したりすることができない場合があることである。実際、上述した三機関が「科学」に基づいて国際基準を策定する際に、途上国が十分に関与できない場合もあ

---

<sup>6</sup> この点は、SPS 協定違反が GATT 第 20 条により正当化され得るのか、という問題に深く関わると思われる。これまでの判例では、「SPS 協定と GATT は異なる義務を規定する」との判断（WTO [1998: para. 8.40]）、「SPS 協定は GATT 第 20 条 (b) の詳細化 (elaborate)」であるとした判断（WTO [2010: para.7.479]）があるが、これらはパネル段階の判断である。

<sup>7</sup> WTO 事務局に対するヒアリング（2012 年 2 月 13 日）による。

<sup>8</sup> コーデックス委員会事務局に対するヒアリング（2012 年 2 月 16 日）による。

る<sup>9</sup>。さらには、国内で基準を策定する際にも科学的根拠の欠如により規制上の制約を受け得る (Sykes [2006])。第三に、S&D への影響である。次節で検討するように、S&D 条項はドーハ・ラウンドでも議論が継続してきた問題であるが、例えば、途上国に対して SPS 協定上の義務を緩和したり、先進国に対して途上国向けの SPS 措置を軽減するような S&D については、SPS 措置が「科学」に基づいて導入されている限り、先進国にとっても受入れ難いことになる。

## 2. WTO における「途上国」の位置付け

こうした WTO の法的枠組みの中に、途上国問題はいかに配置されているのであろうか。WTO とその前身である GATT の自由主義的な理念<sup>10</sup>は、無差別原則と相互主義という原則に体现されるが (柳[2000: 128])、途上国に対するこれらの原則の適用の変遷をみることで、その位置付けが浮かび上がる。

もともと GATT の草創期である 1948 年から 1955 年の間、途上国は関税交渉等に「対等なパートナー」として参加していたが、1950 年代、新たに独立した途上国の GATT 加盟が増えるにつれ、これらの途上国は「脆弱な経済では先行する工業諸国と競争するのは現実的ではない」として、上記の原則に挑戦した (Kessi [2007: 16-17])。この主張は、途上国に対する幼稚産業育成と国際収支擁護のための制限の許容 (GATT18 条) や、工業品に対する輸出補助金禁止からの除外 (同 16 条 4 項) 等、途上国に対する S&D として認められることになる。こうした例外措置は途上国の国内産業の育成・競争からの保護を可能にしたにすぎなかったため、次第に途上国は外国市場へのアクセスも要求し始める。1964 年に設立された国連貿易開発会議 (United Nations Conference on Trade and Development: UNCTAD) は、こうした途上国の要求を後押しし、GATT 第 4 部「貿易と開発」の導入に結実した。

第 4 部の導入は、「関税交渉時に、先進国が途上国に対して関税その他の貿易障壁の削減を求める権利を放棄するという先進国による非相互主義の正式な容認—フリーライドの拡張と正当化」を意味した (Kessi [2007: 17])。第 4 部の適用を監視するため、貿易と開発委員会 (Committee on Trade and Development: CTD) が設立されると共に、途上国の貿易機会を拡大すべく、1966~1971 年の間に、途上国に対する一般特惠関税制度 (Generalized System of Preferences: GSP) の容認等、無差別原則 (最恵国待遇原則) からの例外 (ウェーバー) が認められた。こうした途上国に対する特惠の供与に法的安定

<sup>9</sup> コーデックス委員会事務局に対するヒアリング (2012 年 2 月 16 日) による。

<sup>10</sup> ここで自由主義とは、「私企業の国際性と市場の普遍性又は超国家性を前提として、このような私企業及び市場の性質を十分に活用することにより、関係各国民経済の厚生を極大ならしめようとする思想」である (松下[2001: 6-7])。

性を付すため、東京ラウンド（1974～1979年）では「授権条項」の採択を通じて、GSPの恒久化等が合意され、これにより「S&Dの概念がGATT法システムを中心として位置付けられる」ことになった（Kessi [2007: 18]）。

ところが、このようにして国内市場を貿易障壁により保護し、幼稚産業育成をはかった多くの途上国では1980年代までに輸入代替政策が破綻した。この結果、途上国からは、輸入代替政策やその他の貿易制限的な政策への疑問と、これらの政策の便益よりもコストの方が高いとの見解も示され始めた（Kessi [2007: 19]）。そこで、UR（1986～1994年）に途上国は積極的に関与し、GATTに対してそれまでの「S&Dの要求・拡大路線でなく…体制性を強化する路線」というアプローチをとるようになる（柳[2000: 124]）。こうした途上国の態度の変化の背景要因としては複数のものが指摘されている。まず、URまでに多くの途上国がIMFと世界銀行の構造調整プログラムの下で国内市場の改革に取り組んだ結果、貿易自由化への懐疑的見方が緩和されていたこと、韓国、香港、シンガポール、中国の発展が保護主義的政策を再評価する機運となったこと、先進国の輸出自主規制等の灰色措置や地域経済統合の増加が途上国の輸出に負の影響をもたらし、URが多角的貿易体制強化の「機会」と捉えられたこと、GSP下での先進国の一方的な特恵よりも、GATT下での多角的な自由化約束の方が安定性が高いと考えられたこと、である（Kessi [2007: 19-21]）。

そこで、URにおいて途上国はUR諸協定からの例外を求めなかった。実際にも、URで採用された一括受諾方式の下では、途上国に例外を求める余地はなかったともいえる（Kessi [2007: 21]）。途上国は、一方で自発的に、他方で方式上の制約の下でそれまでのS&Dから脱することとなったのである<sup>11</sup>。併せて、WTO体制下でのS&D条項は、協定実施のための猶予期間の付与や、途上国の貿易機会を拡大するもの、途上国の貿易上の関心の保護を要請するもの、技術支援を規定するものなど<sup>12</sup>、後発開発途上国に対する例外扱いを除いて、GATT下のS&Dのように明らかに途上国に原則からの例外を認めるものとは性質を異にすることとなった。

こうして途上国は、GATT体制下に比して、WTO体制下で「体制内化」されたと指摘される（柳[2000: 128]）。すなわちWTOにおいて、途上国は、後発開発途上国を除いて先進国と同様に、無差別原則と相互主義というGATT-WTOの原則に立ち返ることとなったのである。しかしながら、この「体制内化」が成功したか、という点については、その後の経緯を見る必要がある。

<sup>11</sup> 一括受諾方式を受け入れない選択肢は途上国にはなかったもいわれる。そこで、途上国が市場アクセス拡大とルール強化と交換に自発的にS&Dの希釈化を受け入れたとするのは100%正確とはいえない（Kessi [2007: 21(footnote 23)]）。

<sup>12</sup> WTOウェブサイト、“Work on special and differential provisions”

（[http://www.wto.org/english/tratop\\_e/devel\\_e/dev\\_special\\_differential\\_provisions\\_e.htm](http://www.wto.org/english/tratop_e/devel_e/dev_special_differential_provisions_e.htm)、2012年3月1日アクセス）。

近年の WTO において、途上国問題が先鋭化して表れているのは、S&D 交渉と「実施」問題である<sup>13</sup>。S&D 交渉とは、WTO 協定中の S&D 条項<sup>14</sup>が十分に機能しておらず、実効性向上の必要性があるとの途上国の主張に基づき、2001 年のドーハ閣僚宣言で、S&D 条項を強化し、より詳細に、効果的にかつ実施に適したものに見直しされる必要があるとして交渉が開始されたものである（経済産業省[2011: 775]）<sup>15</sup>。当該交渉では、途上国から 88 の個別提案が提出され、そのうち 28 提案についてはカンクン閣僚会議までに実質合意に至ったものの、その後も議論は継続し、現在まで合意に至っていない。実質合意に至った 28 提案についても、カンクン閣僚会議自体が決裂したことから、効力を発していない。

また、「実施」問題とは、1998 年ジュネーブ閣僚会議前から WTO 協定の実施に関する猶予期間延長の要請や、協定不利益の主張が途上国からあったことを受けて、それに対応しようとするものである。1999 年シアトル閣僚会議前に一部の途上国が提出した 150 の論点リストをもとに、2000 年には一般理事会に実施審査メカニズム（Implementation Review Mechanism: IRM）が設置され、2001 年ドーハ閣僚会議では、閣僚宣言及び「実施関連問題および関心に関する閣僚会議決定」（WTO [2001]）において、IRM の検討を経たリストの一部が実施要件の緩和等で解決された。しかし、同宣言及び同決定で扱われなかった「未解決の実施問題」（59 項目）については、その後も議論を継続することとされたが、現在まで意見の収斂をみていない。

このように合意が困難な背景にはラウンド自体の頓挫など複数の要因があると考えられるが、特に途上国問題との関係では 2001 年のラウンド開始以降にみられる途上国の分化があるように思われる。WTO においては、WTO 協定上で定義されている「後発開発途上国」を除き、「途上国」は自己宣言的なものとなっており<sup>16</sup>、現在のところ豪州、カナダ、EU、アイスランド、日本、リヒテンシュタイン、ノルウェー、NZ、スイス、米国が先進国とされる<sup>17</sup>。しかし、ドーハ閣僚会議以降 10 年が経過する間に「新興国」がめざましい発展を遂げ、同会議以降の状況が変化した。すなわち、途上国が、実態上、

<sup>13</sup> S&D 交渉、「実施」交渉の初期の経緯については、中川[2003]参照。

<sup>14</sup> WTO 協定及び閣僚会議決定中、145 の S&D 条項がある（WTO [2000]）。

<sup>15</sup> ドーハ閣僚宣言パラ 44。厳密には、2001 年「実施関連問題および関心に関する閣僚会議決定」中の S&D に関する作業計画が承認されたものであり、同決定パラ 12 で CTD にマンドートが与えられたことを受け、CTD 特別会合で交渉が開始された（WTO [2001]）。

<sup>16</sup> WTO ウェブサイト、“Who are the developing countries in the WTO?”（[http://www.wto.org/english/tratop\\_e/devel\\_e/d1who\\_e.htm](http://www.wto.org/english/tratop_e/devel_e/d1who_e.htm)、2012 年 3 月 1 日アクセス）。

<sup>17</sup> 各国ジュネーブ代表部に対するヒアリング（2012 年 2 月 14 日）による。韓国は、ルール分野では先進国として発言し、NAMA では途上国として発言する部分も見られるという。先進国との FTA 締結を通じて先進国並みのルール強化が求められ、ルール分野については先進国の水準になっているものとみられる。なお、ロシアについては、加盟議定書中、途上国であることを理由に例外扱いするという規定は含まれていないとされることから、ロシアの位置付けについては、加盟後のロシア次第であるとの指摘がある。いずれも、ヒアリングによる。

新興国、その他途上国、後発開発途上国に分化したのである。一方、ドーハ閣僚宣言のマンデート及び WTO 協定上は、途上国と後発開発途上国の別しかなく、途上国全体を扱うのが困難な状況である。無論、「新興国」に明確な定義はないものの、WTO の交渉の場では、このような状況に鑑み、先進国は途上国に S&D や実施の面で譲歩することに抵抗があり、途上国側もドーハ閣僚会議当時の状況を前提に議論を進めることにつき必ずしも意見の一致がみられるようではないという<sup>18</sup>。

以上のような経緯をみると、WTO において「体制内化」とされる途上国問題は、先進国と同様の規律に服す現行の体制に不満を抱く途上国層と、本来的に体制内化されるべき「新興国」の登場を通じて、いわば体制化の外縁が緩んでいる状態にあり、現状は過渡期にあるとみるのが妥当のように思われる。

### 3. 「貿易自由化」、「食品安全の確保」、「途上国問題」への視点

以上に鑑みれば、貿易自由化、食品安全の確保、途上国問題を検討する際の視点としては、貿易自由化と食品安全（非貿易的関心事項）の調整に加えて、食品安全の確保、途上国問題という非貿易的関心事項間の調整という観点からも検討する必要があるように思われる。

この観点は、SPS 協定の文脈で具体的には例えば次のような問題設定として現れよう。まず、貿易自由化と食品安全の確保との調整局面においては、加盟国に課される貿易自由化義務に関し、S&D 条項をどの程度組み込んで途上国の義務を緩和するかという問題、食品安全の確保と途上国問題との関係では、食品安全のための加盟国の規制権限を留保するにあたり、より広い規制の裁量を途上国に認めるか、または途上国の食品に対して先進国の規制権限を制約するかといった問題である。

現行の SPS 協定に即してみれば、次の通りである。SPS 協定中の途上国関連条項は、第 9 条技術援助、第 10 条特別のかつ異なる待遇、附属書 B 「衛生植物検疫上の規制の透明性確保」規制の公表パラ 2、である。このうち、第 10 条 2 項は SPS 措置導入時に途上国に一層長い期間を提供すべきとする規定、附属書 B 同パラ 2 は規制の公表と実施（施行）の間に適当な期間を置く（shall）とするものであるが、これらについては、2001 年「実施関連問題及び関心に関する閣僚会議決定」により、各々 6 か月とされた。しかし、途上国に期限付きで協定上の義務の一部・全部を免除可能と定める第 10 条 3 項のように、途上国の実体的な権利義務に関わるものについては、これまで提案が出された経緯もなく、議論も行われていないようである<sup>19</sup>。例えば、この条項を通じて、途

<sup>18</sup> 各国ジュネーブ代表部に対するヒアリング（2012 年 2 月 14 日）による。

<sup>19</sup> 各国ジュネーブ代表部、WTO 事務局に対するヒアリング（2012 年 2 月 13 日）による。また、SPS 協定の S&D については、SPS 委員会での議論に基づいた手続に関する採択を経て一応の

上国の義務を緩和するといった S&D を検討することは可能であろうか。

この点、本節で検討した通り、サイエンスベースを基調とする SPS 協定上、同協定の義務の緩和は特に先進国に受け入れがたく、また途上国を一括りにして扱うことも現状の WTO では困難であるように思われる。さらには、食品の「輸入国」としての途上国という視点からみれば、途上国自身にも貿易相手国の義務の緩和は認めがたい部分もあると考えられる。これらの点については、SPS 協定の貿易自由化の側面を加味して更なる検討が必要と思われるものの、暫定的には、途上国支援には S&D 条項による対応に比して途上国のキャパシティ向上支援の必要性が強調されることになると思われる。

以上を念頭に置きながら、次節では、途上国の食品貿易の現状を概観することとした。

## 第2節 途上国の食品貿易の現状

はじめに、本節で扱う「食品」及び「途上国」の射程を明らかにする。まず、「食品」については1次産品と加工品が含まれるものとし、国連標準国際貿易商品分類 (Standard International Trade Classification: SITC) の Section 0, 1, 4 division 22 を対象とする<sup>20</sup>。

また、「途上国」については、世界銀行の所得分類 (2010 年)<sup>21</sup>によれば、高所得国以外が途上国とされるが、WTO においては後発開発途上国を除き、「途上国」が自己宣言的となっていることに鑑み、当該高所得国であって OECD に加盟している国及び EU (27 か国) を「先進国」とした。この結果、「先進国」に含まれる国は、EU27 か国ほか 11 か国 (豪州、カナダ、アイスランド、イスラエル、日本、韓国、リヒテンシュタイン、NZ、ノルウェー、スイス、米国) となり、それ以外が「途上国」と表現される。なお、貿易データについては、国によって全時系列データが取れない場合や一部欠如している場合がある<sup>22</sup>。

---

決着がついているという。右手続は、WTO [2004] (本手続の延長は、WTO [2006a]、本手続を一部改正する決定は、WTO [2009])。

<sup>20</sup> SITC (section 0, 1, 4, and division 22)

0; 食料品及び動物 (食用)

1; 飲料及びたばこ

4; 動物性油脂

22; Oil seeds and oleaginous fruits

-Fish (SITC division 03)

-Other food products and live animals (SITC sections 0,1,4 and division 22 minus division 03)

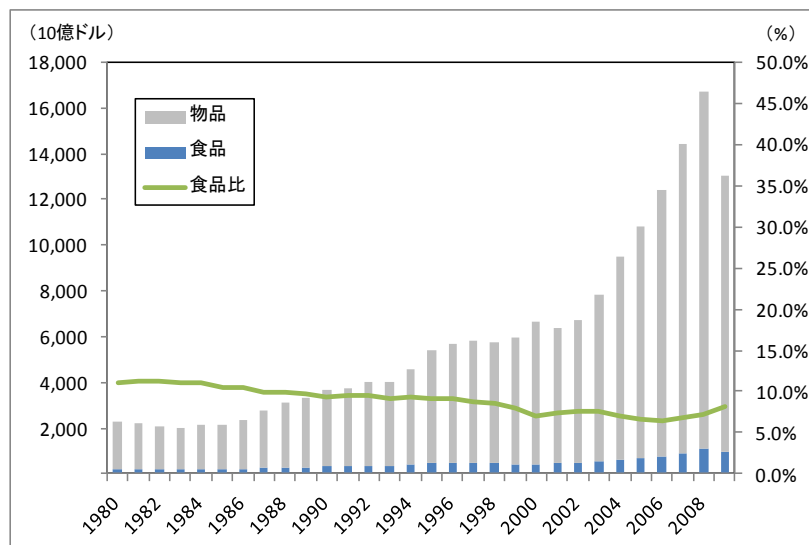
<sup>21</sup> 国民総所得に従って低所得国 (\$1,005 以下)、下位中所得国 (\$1,006~\$3,975)、上位中所得国 (\$3,976~\$12,275)、高所得国 (\$12,276~\$37,400)。

<sup>22</sup> コートジボワール (1990~1994 データ欠如)、ロシア (1994~)、南ア (輸出のみ 1984、1989 の数値。1990~1999 はデータ欠如)、ベトナム (1997~)、ウクライナ (1996~)、ア首連 (1994~1999 データ欠如)、イラン (1997~)、台湾 (世銀分類外なので、少なくとも上位中所得国

## 1. 世界の物品貿易に占める食品貿易の割合

図1及び図2は、世界の物品貿易に占める食品貿易の割合を示している。1980年代以降、食品貿易は輸出入共に物品貿易の1割前後に相当していることが分かる。また、図3及び図4は、1割前後の食品貿易のなかで、先進国と途上国が占める割合を示している。1980年代以降、先進国の占める割合は、輸出で6~7割、輸入で7割前後であり、途上国の食品貿易は、輸出で3~4割、輸入で3割前後に相当することが分かる。

図1 世界の物品貿易に占める食品貿易の割合（輸出額）

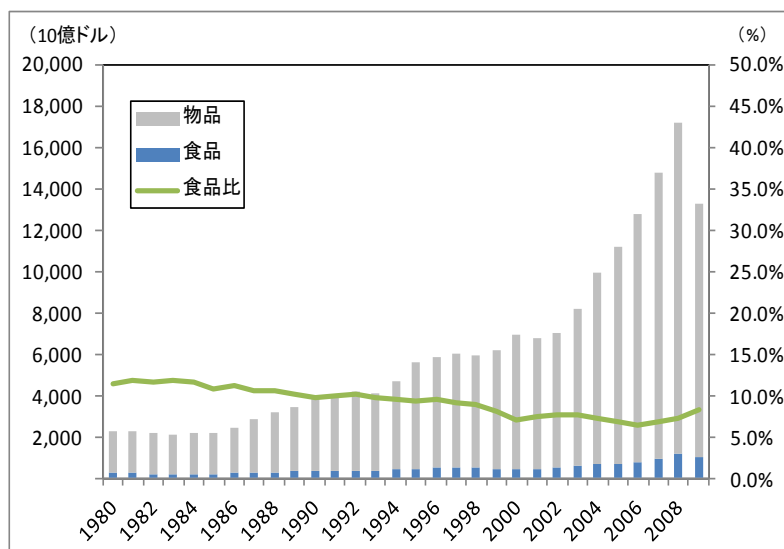


(注) 香港及びシンガポールの再輸出を除く。

(出所) WTO, Statistics Database より筆者作成。

として記載)、シンガポール(再輸出額データのある1990~)、イラク(輸入2006年の数値、1980~1999データ欠如)、イラン(1997~)、ナイジェリア(1996の数値。1980~1995データ欠如)、リビア(1992~2002、2005~欠如)。

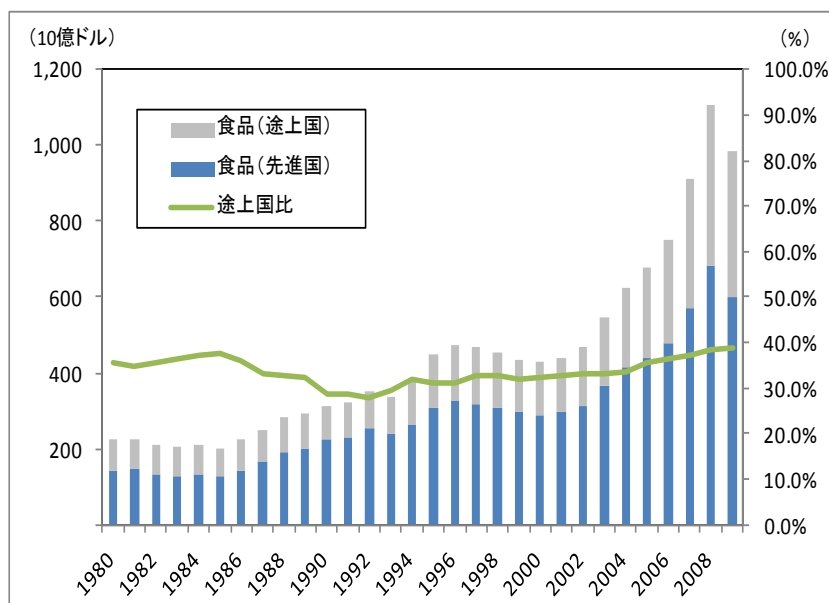
図2 世界の物品貿易に占める食品貿易の割合（輸入額）



(注) 香港及びシンガポールの再輸出を除く。

(出所) WTO, Statistics Database より筆者作成。

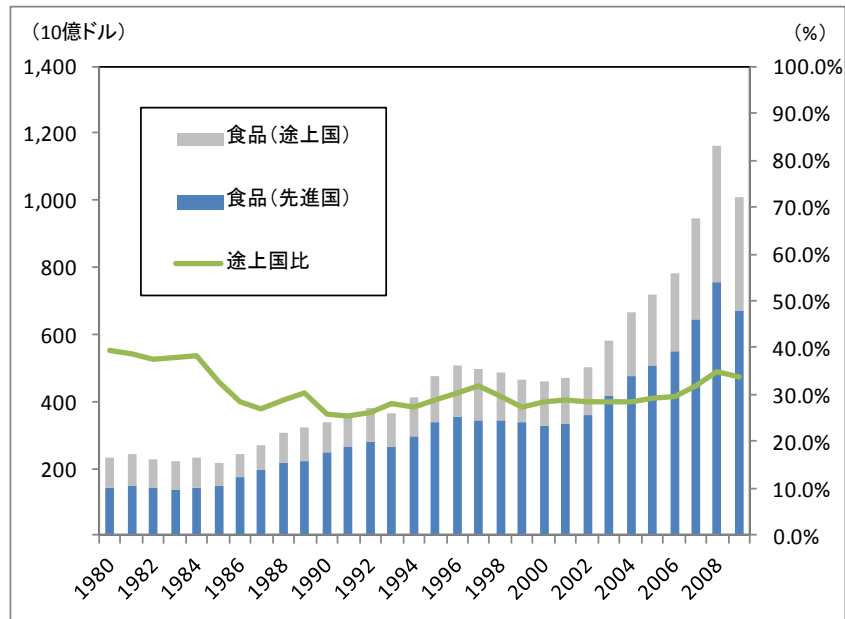
図3 世界の食品貿易に占める途上国の割合（輸出額）



(注) 香港及びシンガポールの再輸出を除く。

(出所) WTO, Statistics Database より筆者作成。

図4 世界の食品貿易に占める途上国の割合（輸入額）



(注) 香港及びシンガポールの再輸出を除く。  
 (出所) WTO, Statistics Database より筆者作成。

## 2. 途上国の食品貿易の傾向

表1、表2は、途上国の食品貿易の輸出、輸入の国別の割合（上位20か国）を年代別にみたものである。表1からは、輸出3～4割のうち、上位20か国で占める割合が2～3割に達していることが分かる。例えば、2009年には、上位10か国で23.2%、同15か国で27.2%、同20か国で29.5%を占めている。

表2が示す途上国の輸入3割前後の内訳をみると、上位20か国の占める割合は1.5～2割となっている。2009年では、上位10か国で15.7%、同15か国で19.3%、同20か国で22.3%を占めている。

輸出、輸入の割合の上位20か国の多くが、上位中所得国以上となっている（表中の色付部分）。そこで、途上国といっても、食品貿易に関しては上位中所得国とそれ以外の国とが二極化していることが示唆される。食品の輸出に際して、又は輸入食品に規制を課すという意味で、食品安全規制に大きな影響を受けるのは、特にこれらの国々であるといえる。そこで、途上国という観点から、食品貿易と食品安全規制の問題を検討する際には、この点を念頭に置く必要があると思われる。

表1 国別・年代別の途上国の食品貿易の割合（輸出）

	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2009
1	ブラジル 4.2%	ブラジル 4.7%	ブラジル 2.8%	ブラジル 2.9%	中国 3.2%	ブラジル 4.5%	ブラジル 5.3%
2	アルゼンチン 2.3%	アルゼンチン 2.8%	中国 2.5%	中国 2.7%	ブラジル 3.0%	中国 3.6%	中国 3.6%
3	中国 1.4%	中国 2.1%	アルゼンチン 2.2%	タイ 2.4%	アルゼンチン 2.7%	アルゼンチン 2.7%	アルゼンチン 2.8%
4	タイ 1.3%	タイ 1.6%	タイ 2.1%	アルゼンチン 2.3%	タイ 2.3%	タイ 1.9%	タイ 2.3%
5	コロンビア 1.3%	マレーシア 1.4%	マレーシア 1.1%	マレーシア 1.6%	メキシコ 1.9%	メキシコ 1.7%	インドネシア 2.0%
6	インド 1.1%	インド 1.1%	メキシコ 1.0%	メキシコ 1.4%	インドネシア 1.3%	インドネシア 1.5%	マレーシア 1.8%
7	南ア 1.0%	コロンビア 1.0%	トルコ 0.9%	インド 1.3%	マレーシア 1.3%	マレーシア 1.4%	メキシコ 1.5%
8	フィリピン 0.9%	トルコ 1.0%	インドネシア 0.9%	インドネシア 1.2%	インド 1.3%	インド 1.3%	インド 1.4%
9	マレーシア 0.9%	インドネシア 0.9%	インド 0.9%	トルコ 0.9%	チリ 1.0%	トルコ 1.1%	ロシア 1.4%
10	メキシコ 0.9%	コトジボール 0.9%	台湾 0.9%	台湾 0.9%	ロシア 1.1%	チリ 1.1%	チリ 1.1%
	15.2%	17.6%	15.2%	17.6%	18.8%	20.9%	23.2%
11	コトジボール 0.9%	台湾 0.9%	コロンビア 0.7%	チリ 0.8%	ベトナム 0.9%	ロシア 1.1%	トルコ 1.1%
12	インドネシア 0.7%	メキシコ 0.8%	チリ 0.6%	コロンビア 0.7%	トルコ 0.8%	ベトナム 1.0%	ベトナム 1.0%
13	シンガポール 0.7%	フィリピン 0.6%	南ア 0.5%	エクアドル 0.5%	コロンビア 0.6%	ウクライナ 0.6%	ウクライナ 1.0%
14	トルコ 0.7%	南ア 0.5%	フィリピン 0.5%	フィリピン 0.5%	南ア 0.5%	南ア 0.6%	南ア 0.6%
15	旧ユーゴ 0.5%	エクアドル 0.5%	エクアドル 0.4%	コトジボール 0.5%	台湾 0.4%	コロンビア 0.5%	ア首連 0.5%
	18.7%	20.8%	18.0%	20.6%	22.0%	24.7%	27.2%
16	エクアドル 0.4%	チリ 0.4%	モロッコ 0.4%	コスタカ 0.4%	フィリピン 0.4%	ア首連 0.4%	エクアドル 0.5%
17	ガテマラ 0.4%	コスタカ 0.4%	シンガポール 0.3%	ペルー 0.3%	コトジボール 0.4%	ペルー 0.4%	コロンビア 0.5%
18	ガーナ 0.3%	ホンデュラス 0.3%	旧ユーゴ 0.3%	モロッコ 0.3%	エクアドル 0.4%	エクアドル 0.4%	ペルー 0.5%
19	モロッコ 0.3%	旧ユーゴ 0.3%	コスタカ 0.3%	シンガポール 0.3%	ペルー 0.4%	コトジボール 0.4%	コトジボール 0.4%
20	チリ 0.3%	ケニア 0.3%	ガテマラ 0.2%	ガテマラ 0.3%	コスタカ 0.4%	フィリピン 0.4%	ウルグアイ 0.3%
	20.3%	22.5%	19.5%	22.3%	24.0%	26.7%	29.5%

(注) 香港及びシンガポールの再輸出を除く。

(出所) WTO, Statistics Database より筆者作成。

表2 国別・年代別の途上国の食品貿易の割合（輸入）

	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2009
1	サウジアラビア 1.81%	サウジアラビア 1.63%	中国 1.37%	ロシア 2.57%	中国 1.97%	中国 3.00%	中国 4.48%
2	中国 1.37%	アルジェリア 1.16%	メキシコ 1.29%	中国 1.94%	メキシコ 1.85%	ロシア 2.50%	ロシア 2.70%
3	メキシコ 1.35%	香港 1.08%	香港 1.16%	香港 1.30%	ロシア 1.81%	メキシコ 1.86%	メキシコ 1.70%
4	香港 1.02%	台湾 0.89%	台湾 1.04%	ブラジル 1.21%	香港 1.28%	サウジアラビア 1.22%	サウジアラビア 1.16%
5	ブラジル 1.02%	中国 0.81%	サウジアラビア 0.99%	台湾 1.18%	サウジアラビア 1.17%	香港 0.93%	香港 1.03%
6	アルジェリア 0.94%	エジプト 0.69%	エジプト 0.86%	メキシコ 0.96%	台湾 1.09%	台湾 0.92%	インド 1.00%
7	台湾 0.71%	マレーシア 0.68%	アルジェリア 0.69%	サウジアラビア 0.95%	ブラジル 0.80%	マレーシア 0.82%	ア首連 1.00%
8	エジプト 0.67%	メキシコ 0.64%	旧ユーゴ 0.67%	マレーシア 0.77%	ア首連 0.79%	ア首連 0.75%	マレーシア 0.98%
9	ベネズエラ 0.66%	インド 0.63%	ブラジル 0.63%	インドネシア 0.76%	エジプト 0.77%	インドネシア 0.68%	インドネシア 0.85%
10	インドネシア 0.59%	ブラジル 0.60%	マレーシア 0.60%	エジプト 0.70%	マレーシア 0.77%	タイ 0.66%	台湾 0.79%
	10.1%	8.8%	9.3%	12.3%	12.3%	13.3%	15.7%
11	ロシア 0.56%	パキスタン 0.52%	シンガポール 0.60%	アルジェリア 0.67%	インドネシア 0.73%	インド 0.65%	エジプト 0.76%
12	マレーシア 0.54%	ア首連 0.51%	トルコ 0.55%	タイ 0.56%	タイ 0.58%	イラク 0.60%	イラク 0.75%
13	インド 0.53%	ベネズエラ 0.44%	タイ 0.50%	トルコ 0.53%	フィリピン 0.57%	エジプト 0.55%	ベトナム 0.74%
14	旧ユーゴ 0.50%	シリア 0.35%	ア首連 0.48%	シンガポール 0.52%	イラン 0.56%	アルジェリア 0.55%	タイ 0.70%
15	クウェート 0.42%	インドネシア 0.33%	フィリピン 0.40%	フィリピン 0.50%	アルジェリア 0.56%	シンガポール 0.49%	ブラジル 0.66%
	12.7%	11.0%	11.8%	15.1%	15.3%	16.2%	19.3%
16	ア首連 0.39%	ロシア 0.33%	ロシア 0.38%	パキスタン 0.43%	シンガポール 0.51%	フィリピン 0.48%	アルジェリア 0.63%
17	モロッコ 0.35%	クウェート 0.32%	パキスタン 0.38%	南ア 0.38%	インド 0.48%	トルコ 0.46%	ベネズエラ 0.62%
18	チリ 0.33%	モロッコ 0.31%	インドネシア 0.33%	モロッコ 0.35%	トルコ 0.46%	ブラジル 0.45%	トルコ 0.60%
19	パキスタン 0.30%	南ア 0.29%	南ア 0.25%	インド 0.33%	ベネズエラ 0.37%	イラン 0.43%	イラン 0.56%
20	フィリピン 0.28%	トルコ 0.28%	インド 0.23%	ベネズエラ 0.32%	モロッコ 0.35%	ナイジェリア 0.40%	フィリピン 0.52%
	14.3%	12.5%	13.4%	16.9%	17.5%	18.4%	22.3%

(注) 香港及びシンガポールの再輸出を除く。

(出所) WTO, Statistics Database より筆者作成。

## 第4節 発展途上国が輸出局面で直面する食品安全分野の課題

### 1. SPS 委員会における「特定の貿易上の関心事項 (STC)」

前節では、途上国の食品貿易の状況を貿易データ面から検討したが、本節では、SPS 委員会における STC の活用状況を手がかりとして、途上国が食品の輸出局面で直面する具体的な課題の把握を試みることにしたい。

SPS 委員会では、1996 年 6 月会合以降、STC という項目を議題設定している<sup>23</sup>。この議題の下では、「輸出国が、ある輸入国の SPS 措置が自国からの輸出に悪影響を与えていると考える場合に、その輸出国が懸念を提起し、輸入国の見解を求めること」ができる<sup>24</sup>。STC の活用状況は、SPS Information Management System (IMS) にて分野別に検索可能である。

IMS による検索によれば、WTO が発足した 1995 年以降、2011 年 (7 月末) までの間に提起された STC の総数は 312 件である。このうち、途上国の提起件数は 148 件、先進国の提起件数は 175 件であり、途上国が占める割合は 44.4% である (11 件は、提起国、措置国に先進国、発展途上国双方が含まれる場合であり、ダブルカウントしている)。そこで、次に、食品安全 (food safety) 分野における STC について検討する。

### 2. 途上国による食品安全分野の STC

1995～2011 年 (7 月末) の間、食品安全分野については、86 件の STC が提起されている (「その他」に分類される提起件数を含む)。このうち、途上国提起件数は 42 件、先進国提起件数は 46 件である (2 件は、提起国、措置国に先進国、発展途上国双方が含まれる場合があり、ダブルカウントしている)。総数に占める途上国の提起件数の割合 44.4% と比較すると、食品安全分野の途上国提起件数の割合は 47.7% とやや多めであり、当該分野では途上国が比較的、本手続を活用しているといえる。

---

<sup>23</sup> この議題設定の根拠は、SPS 協定 12.2 条にある。当該条項は、SPS 委員会に対して、(1) 特定の SPS 措置に関し加盟国間の協議・交渉を促進する義務、(2) 各国による国際基準等の利用の奨励、食品添加物使用承認・飲食物/飼料の汚染物質許容限度設定のための国内制度/取組方法と国際制度/取組方法との調整統合推進のため技術的協議・研究支援義務、を規定している。この義務の履行のために SPS 委員会は、定例会合における SPS の議題提起、同等性・民間基準のような特定テーマについての議題提起、SPS 議長による調停手続という 3 つの方法を採用したが、そのうち、SPS 定例会合における STC の提起が最も使われているとされる。WTO [2007] 特にパラ 3 及びパラ 25 参照。

<sup>24</sup> 農林水産省「特定の貿易上の関心事項」(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/stc.html>、2012 年 1 月 20 日アクセス)。

途上国による提起案件 42 件を相手国別にみると、対先進国 39 件、対途上国 3 件であり、提起相手国としては、先進国が圧倒的に多い。対先進国 39 件を国別にみると、EU が 27 件、日本 6 件、米国 4 件、韓国及び豪州 1 件であり、EU に対するものが非常に多くなっている。

また、具体的にどのような途上国が提起しているのかを見ると、上位は中国 11 件、タイ 5 件、アルゼンチン 5 件、ブラジル 4 件である（1 件を複数国で提起している場合があるので、提起数は総数と不一致）。また、図表 7 は、途上国による提起件数を所得分類別でみたものであるが、低所得国が 2 件、下位中所得国 10 件、上位中所得国 11 件となっており、中所得国以上による提起件数が多いことが示される。

表 3 途上国による食品安全分野の「特定の貿易上の関心事項」提起件数（所得分類別）

途上国	提起数
上位中所得国	11
下位中所得国	10
低所得国	2
計	23

（出所）SPS Information Management System より、筆者作成。

以上からすると、食品安全分野で途上国が STC という手続を利用しているとしても、利用度合いに途上国間格差が生じていることが分かる。途上国のリソースの少なさやキャパシティの低さにより本手続に表れてこない潜在的な事項の存在を踏まえれば、この格差はさらに大きいものと考えられる。

### 3. 途上国による食品安全分野の STC の実態

途上国が提起した個別の STC の内容を概観したものが表 4 である。表中の「No」は通し番号を、「SPS」は提起順に付される SPS 委員会での案件番号（したがって年代順）を指している。本節では、通し番号で個々の案件を示す。

個々の提起案件について、提起国の主張や議論の経緯を検討すると、途上国の食品輸出に関わる問題は、大きく次の 5 つに分類し得るように思われる。

第一に、途上国における伝染病の発生や特定の汚染物質の混入等を原因として、輸入国側が発動する緊急措置である。典型的な例としては、コレラ発生、ダイオキシン含有、化学物質汚染（3、6、7）が挙げられる。

第二に、輸入国が導入する農薬・化学物質等の残留基準への適合が途上国にとって困難な場合である。例えば、EU の残留農薬基準（9、18、21 等）、日本の残留農薬基準（20、26、35 等）が挙げられる。これには、関連する国際基準がある場合とない場合が含まれる。

第三に、科学的不確実性への対処であり、具体的には、GMO 製品に対する輸入規制という形で表れるものがある（10、30、40）。

第四に、民間基準の問題である。輸入国が厳格な基準を導入していないとしても、民間基準が存在し、輸入国の小売店がそれを採用しているとする、当該民間基準を満たした製品でなければ実際に販売されないという障壁に直面することとなる。例としては、EurepGAP の認証の問題（27）が挙げられる。

第五に、検査体制など、輸入国側における食品安全の確保体制に関わる問題がある。例えば、EU では食品・飼料緊急警告システム（Rapid Alert System for Food and Feed: RASFF）上、EU 加盟国で食品・飼料に関するリスクが検知された際に、欧州委員会が全加盟国に情報提供することとなっているが<sup>25</sup>、2007 年にセネガル産のマンゴーの基準超が検出された。これに対して、セネガルは、本件は検査ミスを起因とすることに加え、1 輸出者のみ関わる問題であったにもかかわらず、セネガル産マンゴーの EU 向け輸出全てが影響を受けていると主張した（32）。

このほか、潜在的課題として、FTA が急増しているなか、FTA の相手国の食品安全基準への適合を通じて、従前よりも関連基準が厳格化し、FTA 域外の貿易相手国に影響を与える場合が考えられる（FTA 形成時の食品安全関連基準の厳格化）。例えば、関税同盟のケースであるが、ルーマニアは EU 加盟前後に動物性輸入食品に関する基準を EU 基準に適合し始めた結果、モルドバの同製品の輸出が輸入禁止に直面することとなり問題提起された経緯がある（13）。

表 4 途上国が提起した食品安全分野の「特定の貿易上の関心事項」

No	SPS	Title	提起国	措置国	概要	分類
1	35	Import ban on frozen poultry	Thailand	Korea, Republic of	リステリア菌のためタイ産冷凍鶏肉の制限。	基準
2	39	Maximum levels for certain contaminants (aflatoxins) in foodstuffs	Argentina, Australia, Bolivia, Plurinational State of, Brazil, Gambia, India, Indonesia, Malaysia, Philippines, Senegal, Thailand	EU	1998.3:EU提案（食品中のアフラトキシン含有最大値設定）。国際基準なく、コーデックス委（CCFAC）検討中。 2004.3 ホリビア、EC向けのナッツの認証評価のための訪問も確定、EC、支援プログラムを確定すべくホリビアと協力すると報告。	基準
3	40	Trade restrictions in response to cholera	Tanzania	EU	タンザニア、ケニア、ウガンダ、モザンビークにおけるコレラ発生に基づく、ECによる野菜、果物、魚製品の輸入禁止措置。ECは、これらの国々における検査手続に欠陥あり、適切な衛生条件充足のため調整を行いたいと主張。	緊急

<sup>25</sup> European Union ウェブサイト、“Rapid Alert System for Food and Feed”  
([http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/index_en.htm)、2012年3月1日アクセス)。

4	49	Restrictions on imports of sauces containing benzoic acid	Philippines	Australia	豪の安息香酸（添加物）含有の比産ソースに対する差別的輸入禁止措置（NZ産は輸入）。国際基準なし。	基準
5	51	Prohibition of poultry meat imports from Thailand	Thailand	Czech Republic	チェコによる同国許容レベル超の砒酸含有のタイ産鶏肉の輸入禁止措置。	基準
6	53	Emergency measures on citrus pulp	Brazil	EU	ECによる高レベルのダイオキシンが認められたブラジル産柑橘類の果肉粒（citrus pulp pellets）に対する緊急措置。	緊急
7	72	Measures regarding canned tuna in oil	Philippines	Belgium, EU	ベルギーによる、ビスフェノールAジグリシド及びビスフェノールFジグリシド（化学物質）汚染と思われる比産ツナ油缶詰の販売禁止措置。	緊急
8	89	Import restrictions on soy sauce	Thailand	EU	ECの食品中の鉛、カドミウム、水銀、3-MPCD（クロロプロパノール類）の最大含有量設定に関する新基準	基準
9	94	Directive 2000/42 on pesticide residues	Côte d'Ivoire	EU	ECの残留農薬基準（EU指令2000/42）。	基準
10	117	Traceability and labelling of genetically modified organisms and food and feed	Argentina, Canada, United States	EU	ECによるGMO含有食品・飼料のトレーサビリティ・ラベリング要求（EC規則1830/2003、2004.4施行予定（当時））。	GMO
11	130	Restrictions on shellfish	Indonesia	EU	ECの生物毒素残留を理由とするインドネシア産貝類の輸入禁止措置（2年継続）。	基準
12	131	Pesticide and antibiotic limits in honey (Directive 96/23)	Cuba	EU	ECの蜂蜜中の農薬・抗生剤残留制限（EC指令96/23）。	基準
13	134	SPS measures on animal products	Moldova	Romania	ルーマニアによる動物性食品のSPS措置。	基準
14	144	Restrictions on the importation of fruits and fruit juices	Brazil	EU	ECの穀類、動物性食品、植物性食品（果物、野菜含む）中のジメトアト残留基準（EC指令2002/71）	基準
15	148	Amendment of the food sanitation law	China	Japan	日本の食品衛生法改正に関する緊急通報（emergency notification）。	緊急
16	152	Restrictions on melons	Mexico	United States	米国によるメキシコ産メロンの緊急輸入停止措置。	緊急
17	168	Maximum levels for aflatoxins in corn and sampling contaminants in food	Argentina	EU	ECのトウモロコシ中のアフラトキシンの残留基準（EC規則257/02）。	基準
18	169	EC proposed regulation on maximum residue levels of pesticides	Argentina, China	EU	ECの農薬残留基準案。	基準
19	176	Notification on maximum tolerance levels for Ocratoxin A in coffee	Colombia, Papua New Guinea	EU, Germany	ドイツによるコーヒー中のオクラトキシンA（OTA）残留基準。	基準

20	178	Revision of standards and specifications for food and additives	China	Japan	日本の残留農薬基準（カロピリホス（有機リン系農薬）等）。	基準
21	191	Maximum residue levels for pesticides on food	China	EU	ECの食品中の残留農薬基準案。	基準
22	197	regulation on Ocratoxin A in coffee	Colombia	EU	ECによるコーヒー中のOTA残留基準設定（当初、法案→EC規則123/2005へ）。	基準
23	198	regulation on aflatoxins and Ocratoxin A in foods for infants and young children	China	EU	ECによる、幼児・子供食品中のアフラトキシン、オクラトキシンA（OTA）の基準設定。	基準
24	201	Standards and specifications for food additives (boscalid)	China	Japan	日本の殺虫剤ボスカリドの残留基準。	基準
25	207	Directives on residual pesticide tolerance and inspection methods for tea	China	EU	紅茶中の残留農薬基準及び検査手法に関するEU指令（2001）。	基準
26	212	Positive list system for pesticides, veterinary drugs and feed additives MRLs	China, United States	Japan	日本のポジティブリスト方式（農薬、動物用医薬品、飼料添加物）。	基準
27	219	EurepGAP requirements for bananas	Saint Vincent and the Grenadines	EU	EurepGAPの認証。	民間
28	220	Proposed regulations for piper methysticum (kava-kava)	Fiji	EU, United Kingdom	英国によるカバカバ（methysticum）に対する緊急措置。	緊急
29	231	Restrictions on cinnamon	Sri Lanka	EU	EU（特にドイツ）によるSO <sub>2</sub> （二酸化硫黄）含有セイロンシナモンの事実上の輸入禁止。	基準
30	238	Application and modification of the EC Regulation on novel foods	Colombia, Ecuador, Peru	EU	ECの新規食品（novel foods）規則（258/97）の改正。	GMO
31	264	Maximum residue levels for Ethephon in pineapple	Ecuador	EU	ECによるエテフォン（特にパイナップル）の修正。	基準
32	272	Rapid Alert System regarding mango imports	Senegal	EU	ECによるRapid Alert System（EU食品・飼料緊急警告システム：EU加盟国で食品・飼料に関するリスクが検知された際に、欧州委員会が全加盟国に情報提供）	体制
33	276	Maximum residue levels for pesticides in cacao	Ecuador	EU	ECによるカカオのMRL。	基準
34	282	Measures on food products containing meat, poultry or processed egg products	China	United States	米国による肉類、家禽類含有食品、卵加工製品に関する措置。	体制
35	283	Pesticide maximum residue levels (MRLs)	Brazil	Japan	日本の残留農薬基準。	基準

36	299	US 2009 Food Safety Enhancement Act	China	United States	米国の2009年食品安全推進法案 (Food Safety Enhancement Act)。	体制
37	306	Maximum Residue Levels of Pesticides	India	EU	EUの改正植物保護規則 (Revised Plant Protection Regulation, 1107/2009) に基づく残留農薬基準設定。	基準
38	307	Prohibition of Certain Food Additives	India	Japan	日本による80食品添加物の禁止。	基準
39	289	Measures on catfish	China	United States	Food Conservation and Energy Act of 2008→Federal Meat Inspection Act改正。規制機関がFDAからUSDAに変わり、ナマズ <sup>6</sup> 輸出希望国は自国の検査システム米国の同システムとの同等性認証を必要とするもの	体制
40	77	Restrictions on canned tuna	Thailand	Egypt	エジプトによるGMO含有食品の輸入制限。	GMO
41	250	Trade restrictions related to national systems for determining maximum residue levels (MRLs) for pesticides	Argentina	Certain Members	多数国におけるコーデックス基準よりも厳格な残留農薬基準の導入。	基準
42	278	Hygienic standard for distilled spirits and integrated alcoholic beverages (G/SPS/N/CHN/111)	Mexico	China	中国の蒸留酒・アルコール飲料の衛生基準。	基準

(注) No. 39 は IMS 上「その他」に分類される。No. 40～42 は、途上国が途上国に対して提起した案件である。

(出所) SPS Information Management System より筆者作成。

#### 第4節 次年度への示唆

本節では、これまでの検討を踏まえながら、次年度への示唆を提示することにしたい。まず、第二節では、WTO において食品安全に特に関わりの深い SPS 協定の特性と、WTO における途上国問題の経緯と現状について検討した。その結果、SPS 措置については S&D 条項を通じた対応に比して、途上国のキャパシティ向上支援の重要性が高まるとの方向性が暫定的に得られた。

また、第3節で行った途上国の食品貿易の動向と、第4節における STC の分析を通じて、食品貿易に関しては、少なくとも中所得国とそれ以外の国とが二極化していること(但し、WTO における交渉の場面では、さらに分化している)がうかがわれた。そもそも STC を提起しない／できない加盟国もあるとみられ、その要因としては、リソースの制約により

代表部がジュネーブに近く会合参加が困難であることに加え、専門家にも欠けるため本国からの出席者もないことが指摘される<sup>26</sup>。

しかし、二極化している途上国の中でも、食品の輸出量の少ない途上国が STC を提起するような SPS 協定上の問題に直面していない可能性もある。例えば、SPS 協定との整合性が一層問われ得る基準とは、輸出産品が生鮮野菜、肉類等などいわば付加価値の高い食品で SPS 措置が複雑化している場合であると考えられるが、モノカルチャーに依存している国では輸入国のそのような SPS 措置に直面していないことも考えられる。もちろん、そうした場合であっても、例えばモノカルチャーの代表的な作物であるコーヒー中のカビが輸入国の基準を満たさないとして STC が提起された事例もみられる。そこで、SPS 協定や SPS 措置への対応に慣れている先進国の多国籍企業が途上国の市場に入っており、SPS 協定との問題が生じないように対応しているという事情があることも考えられる<sup>27</sup>。これらについては、更に検討が必要であろう。

他方、途上国の中でも、アルゼンチン、ブラジルなど南米諸国については、貿易データ上も輸出量が多く、また STC の提起件数も比較的多い。南米諸国は、SPS 委員会への出席や、同委員会における議論への参加、提案の提出も活発に行っているという<sup>28</sup>。チリ、ブラジル、アルゼンチンの輸出については、2002～2008 年の間、米国、EU いずれについても基準への不適合性を理由に輸入差止になった割合が低いと指摘されることから（UNIDO [2010: 23]）、これらの国々が SPS 措置に関して一定のキャパシティを有していることが推察される。南米諸国のキャパシティが向上した背景として、2000 年初頭に米国が同諸国の SPS 関連部署担当者の会議参加を支援し、会議への参加を通じて同諸国が SPS 措置にかかる知見の向上の重要性に気付いたことがあるとする見方もある<sup>29</sup>。

以上に鑑みると、第一に、途上国に対するキャパシティ向上支援といっても、途上国は多様であり、その多様性を加味した支援の重要性が示唆される。上述した以外でも、そもそも途上国は一人当たりの所得面、国際基準設定への参加度合、貿易額の面も異なり、さらには食品の輸出国か輸入国かによっても事情は異なり得る。例えば、輸出国は、輸入国市場を含め市場の要求水準に合致させるという面で課題を抱える一方、輸入国は、輸入食品の安全性の確保に困難を抱え得る<sup>30</sup>。本稿では、食品の輸出国としての途上国に焦点を当てたが、したがって、食品輸入国としての途上国という側面も検討することが必要であると思われる。

---

<sup>26</sup> WTO 事務局、各国ジュネーブ代表部に対するヒアリング（2012 年 2 月 13 日）による。

<sup>27</sup> UNIDO の報告書でも、「バリューチェーン」を通じたキャパシティビルディングが指摘されている（UNIDO [2010: 75-86]）。

<sup>28</sup> 各国ジュネーブ代表部に対するヒアリング（2012 年 2 月 13 日）による。

<sup>29</sup> WTO 事務局に対するヒアリング（2012 年 2 月 13 日）による。

<sup>30</sup> WTO 事務局に対するヒアリング（2012 年 2 月 13 日）による。

また、第4節のSTCの検討を通じて、少なくとも途上国の食品輸出の局面で、輸入国が発動する緊急措置、輸入国の基準への適合、科学的不確実性（GMO）、民間基準、輸入国の食品安全確保体制という問題があり得ること、潜在的課題としてFTAの締結に伴う基準の厳格化が考えられることが示された。これらの課題の現状やその特性を以下で指摘しておく。

まず、輸入国の食品安全基準への適合については、途上国は少なくともコーデックス基準を満たそうとするため、特に問題となるのは、当該基準がコーデックス基準よりも厳格な場合である<sup>31</sup>。この点は、輸入国で緊急措置が導入される際にさらに問題となる。緊急措置が必要な状況では、輸入国は、食品の安全性を求める国内の政治的かつ科学的圧力にさらされ、国際基準が使える場合であっても、政治的にそれが簡単ではない場合が多い。その結果、国際基準よりも厳格な緊急措置を導入し、途上国が問題に直面することになる<sup>32</sup>。他方、国際基準がない場合には、当該基準が当該輸入国の「科学」に基づく評価を経たものである場合、輸入国の厳格な基準に直面しても、国際基準策定の必要性をもって反論されることになる。そうした場合には、途上国が国際基準策定への関与が十分に行い得るかという問題が特に生じる。

また、GMOに代表される科学的不確実性については、途上国における科学の発展レベルに照らして危険性を評価し得るかという問題のほかに、不確実性に対する先進国間での見解の相違が途上国の政策に波及することがある。例えば、鶏肉製品の輸出国である途上国が、同時に飼料の輸入国である場合、飼料のトウモロコシをGMO肯定国から輸入し、その飼料で飼育した鳥をGMO否定国に輸出すると、「GMO飼料で生育した」等のラベル表示を要求される場合があり得る。このようなケースでは、現実的には輸出に遅延が生じないよう、輸出国である途上国側がデータ提供などの負担を負うこととなる。こうした輸出の遅延やデータ提供等の負担を避けるため、当該途上国もGMOに否定的にならざるを得ない。こうしたケースは、途上国のデータや検査手続きにかかるキャパシティ向上のみでは対応し難い部分がある。

また、民間基準については、市場に諸々の基準が存在しており、そもそも定義することが困難であることに加え、基準策定プロセスが必ずしも公開されておらず不透明な場合があること、「科学」に基づいて策定されているとは限らないこと、企業の市場戦略と結びついている場合がある等の特徴がある。大手小売店がある民間基準を基に市場をセグメント化すれば、市場での競争を阻害する可能性もはらんでいる。民間基準については、SPS委員会やコーデックス委員会でも議論の俎上に上がっているようであるが（WTO [2011]、Codex [2010]）、そもそも民間基準が民間の自主的な基準であることに鑑みれば、こうした国際機関及びその加盟国の公的規律に服す性質を持つかという問題がある。仮に規律対象

<sup>31</sup> WTO事務局に対するヒアリング（2012年2月13日）による。

<sup>32</sup> WTO事務局に対するヒアリング（2012年2月13日）による。

とするとしても、民間の基準策定に介入し得るか（例えば、大手小売店の自主的基準に対して国家が介入し得るか）については疑問も残り、対応するための政策ツールがないか非常に限られていることになる。さらには、検査・認証コスト削減という観点から、ある国が民間基準の一部を利用することになれば、そのような基準が SPS 協定の規律対象となるか等、問題はさらに複雑化すると思われる。民間基準の発展は、食品安全を志向する消費者には資する面もある一方、途上国の輸出にとって基準の厳格化につながりかねず、ひいては市場アクセスを阻害する要因にもなり得る課題をはらんでいる。

輸入国における食品安全確保の体制については、先進国における手続や検査に際して、輸入が許可されるまでに要する期間、情報提供要請、リスク評価の有無に関連して、時間がかかることが問題とされることが多い<sup>33</sup>。

FTA との関連では、近年の FTA では SPS 分野において透明性向上、二国間の特別委員会の設置、二国間での同等性確保を規定するものはあるが、実質的に WTO プラスの FTA はほとんどないとの指摘もある<sup>34</sup>。確かに、FTA の形成によって、必ずしも基準が厳格化するとは限らず、むしろ同等性の承認の問題と捉えられる場合もある。例えば、FTA を形成している A 国及び B 国の間で、A 国がある農産物の輸入に対して高度な燻蒸を要請し、B 国が同等性の承認を通じて長時間の低いレベルの燻蒸で許容された場合、A 国に対して第三国が同種の農産品について、B 国と同じ書類を提出すれば第三国の当該農産物の輸入も認められ得るということである。他方、SPS 協定では、同等性の承認と同時に、加盟国が準拠すべき国際基準等がある場合にはそれに基づいて SPS 措置をとると規定されているように（5 条 1 項）、「調和」も推進している<sup>35</sup>。FTA においても、同等性の承認ではなく、調和という手段が選択されれば、FTA 域外に対して FTA 全体として基準のレベルが上がるという状況が生じる場合もあるように思われる。

これらの課題のある部分については既に WTO やコーデックス委員会が関与するキャパシティ向上支援が行われている。WTO によるキャパシティ向上支援としては、政府の担当者に対するトレーニングやワークショップの開催に限られている面がある<sup>36</sup>。その他の代表的な支援の枠組みとしては、”Standards and Trade Development Facility (STDF) とコーデックストラストファンド (Codex Trust Fund) がある。

STDF は、FAO、OIE、世界銀行、WHO、WTO の 5 機関によるドーハ閣僚会議（2001 年）での共同宣言に端を発し、2002 年に設立されたものである。2004 年に最初の事業計画が策定され、その頃から活動が本格化した。STDF は、「途上国の SPS に関するキャパシティ向上が持続可能な経済開発、貧困削減、食料安全保障、環境保護を促進する」ことをビ

<sup>33</sup> WTO 事務局に対するヒアリング（2012 年 2 月 13 日）による。

<sup>34</sup> WTO 事務局に対するヒアリング（2012 年 2 月 13 日）による。

<sup>35</sup> 同等性の承認と調和は、志向するベクトルが逆であるともいえる。

<sup>36</sup> WTO 事務局に対するヒアリングによる。

ジョンとし、途上国が自国の人・動物・植物の健康を促進し、また市場アクセスを確保・維持し得るためのツールとして SPS 関連の国際基準等を実施するキャパシティの向上を支援することをミッションとしている。このため、STDF に与えられたマンデートは、「アウェアネス向上、リソースの結集、コラボレーション強化、グッドプラクティスの特定と普及」及び「SPS に関する国際的条件の遵守を促進するプロジェクトの開発と実施に対する支援と資金拠出」である<sup>37</sup>。STDF の事務局は WTO 内におかれており、その活動は、先進国からの財政拠出によって運営されている。活動内容は、大きくコーディネーションとプロジェクトに対する財政支援に分かれ、特に後者については、途上国からの申請に基づいて、特定地域における基準調和、残留農薬データ作成、食品検査体制強化等が行われている<sup>38</sup>。

また、コーデックストラストファンドは、WHO と FAO により 2003 年に設立され、その主要な目的は「コーデックス委員会における途上国の加盟国又は経済移行国が同委員会の食品安全基準策定に対する効果的な参加を強化するために支援すること」である。運営は、WHO と FAO（コーデックス委員会事務局を含む）のスタッフにより行われ、2010 年時点で支援対象国はコーデックス委員会加盟国数 183 か国（EU 一地域を含む）のうち 109 か国にのぼる。ファンドに対するドナー国は先進国が中心である。実際の支援は、加盟国からの申請に基づいて、コーデックス委員会の会議参加支援、データ生成、基準策定等の分野で行われている<sup>39</sup>。

食品安全分野におけるこれらのキャパシティ向上支援活動についてもその実態を把握した上で、上記であげた課題を中心にどのような対応を行っているのか検討する必要がある。

---

<sup>37</sup> Standards and Trade Development Facility ウェブサイト、“STDF vision and mission” (<http://www.standardsfacility.org/en/AUWhatWeDo.htm>、2012 年 3 月 1 日アクセス)。

<sup>38</sup> 個別プロジェクトの動向はウェブ上で公開されている。Standards and Trade Development Facility, “Project Preparation Grants” (<http://www.standardsfacility.org/en/PGPpgStat.htm>、2012 年 3 月 1 日アクセス)。

<sup>39</sup> Codex Alimentarius Commission, “FAO/WHO Project and Trust Fund for Enhanced Participation in Codex,” CX/CAC 11/34/14.

<引用文献>

〔日本語文献〕

- 今村知明 [2009]『食品の安全とはなにか：食品安全の基礎知識と食品防御』日本生活協同組合連合会出版部。
- OECD [2002]『食品の安全と品質：自由貿易をめぐる最近の話題』（弓削俊彦訳）、技術経済研究所。
- 経済産業省通商政策局編 [2011]『不公正貿易報告書』日経印刷。
- 内記香子 [2008]『WTO 法と国内規制措置』日本評論社。
- 中川淳司 [2003]「WTO 体制と途上国」（中川淳司他『国際経済法』有斐閣 242-260 ページ）。
- 藤岡典夫 [2007]『食品安全性をめぐる WTO 通商紛争：ホルモン牛肉事件から GMO 事件まで』農文協。
- 山下一仁 [2008]『食の安全と貿易：WTO・SPS 協定の法と経済分析』日本評論社。
- 松下満雄 [2001]『国際経済法：国際通商・投資の規制（第3版）』有斐閣。
- 柳 赫秀 [2000]「途上国の開発政策と通商問題：WTO における途上国の法的位相を中心に」（『日本国際経済法学会年報』第9号 123-143 ページ）。

〔英語文献〕

- Broberg, Morten [2010] “European Food Safety Regulation and Developing Countries’ Regulatory Problems and Possibilities,” in Peter Gibbon, Stefano Ponte and Evelyne Lazaro eds., *Global Agro-Food Trade and Standards: Challenges for Africa*, Basingstoke and New York: Palgrave Macmillan, pp.205-231.
- Codex Alimentarius Commission [2010] “Consideration of the Impact of Private Standards,” CX/CAC 10/33/13.
- Josling, Tim, Donna Roberts and David Orden [2004] *Food Regulation and Trade: Toward a Safe and Open Global System*, Washington D.C.: Institute for International Economics（塩飽二郎訳『食の安全を守る規制と貿易：これからのグローバル・フード・システム』家の光協会、2005年）。
- Kessi, Edwini [2007] “The Legal Status of Special and Differential Treatment Provisions under the WTO Agreements,” in George A. Bermann and Petros C. Mavroidis eds., *WTO Law and Developing Countries*, New York: Cambridge University Press, pp. 12-35.
- Otsuki, Tsunehiro, John S. Wilson and Mirvat Sewadeh [2001] “Saving Two in a Billion: Quantifying the Trade Effect of European Food Safety Standards on African exports,” *Food Policy*, Vo. 26, pp. 495-514.

- Sheldon, Ian [2011] “Food Standards and International Trade,” in Jayson L. Lusk, Jutta Roosen and Jason F. Shogren eds., *The Oxford Handbook of the Economics of Food Consumption and Policy*, New York: Oxford University Press, pp. 393-415.
- Sykes, O., Alan [2006] “Domestic Regulation, Sovereignty and Scientific Evidence Requirements,” in George A. Bermann and Petros C. Mavroidis eds., *Trade and Human Health and Safety*, First Paperback ed., New York: Cambridge University Press, pp.257-270.
- UNIDO [2010] *Meeting Standards, Winning Markets: Trade Standards Compliance 2010* (<http://www.unido.org/index.php?id=o723020>, 2012 年 3 月 1 日アクセス), Vienna: UNIDO.
- WTO [1998] “EC—Measures Concerning Meat and Meat Products Hormones (EC-Hormones),” Report of the Appellate Body, WT/DS26/AB/R, WT/DS48/AB/R, January 16.
- [2000] “Implementation of Special and Differential Treatment Provisions in WTO Agreements and Decisions,” WT/COMTD/W/77, October 25.
- [2001] “Implementation-Related Issues and Concerns,” WT/MIN(01)/17, November 20.
- [2004] “Procedure to Enhance Transparency of Special and Differential Treatment in Favor of Development Country Members,” G/SPS/33, November 2.
- [2006a] “Decision to Extend the Procedure to Enhance Transparency of Special and Differential Treatment in Favour of Developing Countries,” Committee on Sanitary and Phytosanitary Measures, G/SPS/33/ADD.1, February 6.
- [2006b] “EC—Measures Affecting the Approval and Marketing of Biotech Products,” Reports of the Panel, WT/DS291/R, WT/DS 292/R, WT/DS/293/R, September 29.
- [2007] “AD Hoc Consultations and Resolution of Trade Concerns,” G/SPS/GEN/781, June 15.
- [2009] “Procedure To Enhance Transparency of Special and Differential Treatment in Favour of Developing Country Members Committee on Sanitary and Phytosanitary Measures,” G/SPS/33/Rev.1, December 18.
- [2010] “US—Certain Measures Affecting Imports of Poultry from China,” Report of the Panel, WT/DS392/R, September 29.
- [2011] “Members take first steps on private standards in food safety, animal-plant health,” ([http://www.wto.org/english/news\\_e/news11\\_e/sps\\_30mar11\\_e.htm](http://www.wto.org/english/news_e/news11_e/sps_30mar11_e.htm), 2012 年 3 月 1 日アクセス).